

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
四條畷 第153号	株式会社森長工業 森長 進	枚方市須山町16番7号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
四條畷 第155号	高木住宅設備 高木 敏通	四條畷市大字清瀧366番地の9	令和4年9月16日	令和9年9月29日
四條畷 第167号	有限会社ニコー設備 浦芝 剛志	堺市中区東山900番地ジョイビル203号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
四條畷 第171号	株式会社美杉設備工業 上埜 洋晃	枚方市長尾台四丁目10番13号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
四條畷 第173号	有限会社西部工業 平尾 康雄	門真市朝日町8番10号	令和4年9月16日	令和9年9月29日
四條畷 第174号	仲野水道設備株式会社 中野 恵司	奈良県生駒市谷田町808番地	令和4年9月16日	令和9年9月29日